

国際空手道連盟 極真会館 会員登録に関する重要事項

1. 身分証明証の確認

国際空手道連盟極真会館 各道場への入門 IKO ポータル登録には、下記の条例・法律に基づき入門者の身分証明証（未成年者の入門には保護者の同意が必要）を確認させていただきます。

（平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について』）

（平成20年3月施行の法律 『犯罪収益移転防止法』警察庁管轄の法律）

いずれも国民生活や企業の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与する事を目的として制定されたものですが、国際的な組織活動を行う極真会館としても適確に対応して行く事が必要です。社会性の維持、各種事案への対応と対策強化の観点からも、入門者の身分証明証（未成年者が入門の場合には保護者同意の確認を行います。）の確認を必須とさせて頂き「国際空手道連盟 会員登録に関する重要事項」に同意頂く事で、本重要事項記載以外の対応・受付は原則的に出来ない事を御理解のうえ申込くださいますようお願い致します。

※ なお、個人情報保護法は、お預かりした個人の情報を保護・管理する為の法律であり、極真会館が入門希望者の身分証明証確認を行う事とは内容の異なる法律ですので、身分証明証の提示を宜しくお願い致します。

2. 極真会館メディカルサポート制度

本制度は、極真会館会員の皆様が安心して空手活動に取り組めるよう、医療サポートや保険制度等の各種サービスを提供するものです。また、これらの活動を通じて、会員の皆様や社会との信頼関係を築き、極真会館全体の社会的評価の向上および永続的發展に寄与しています。

本制度は、極真会館会員の全員に加入が義務付けられています。

【おもなサービス内容】

- ① 大会等における医師および医事スタッフの派遣等、各種医療サービスのご提供
- ② 日本一般臨床医矯正研究会(JOSG)公認マウスガードの普及、道場におけるAED設置の普及促進など、組織内安全対策の強化・推進
- ③ 大会出場選手に対するドーピング検査の実施、アンチ・ドーピングに関する正確な知識の普及など、アンチ・ドーピング活動への積極的な取り組み
- ④ 災害補償および賠償金補償制度による会員サポート

【加入手続き】

IKO ポータルで選択して頂いた年会費納入方法（選択頂ける納入方法は後述）より制度加入料金を納入して頂きます。

【加入料（年額）】

大人（15歳以上）・・・3,800円 小人・・・2,800円

※年度期間中のご入会でも、年額をお支払いいただきます。

【加入期間および更新】

初回の加入期間は、会員登録完了から当年度2月の加入料納入日前日までとなります。

次年度以降の加入期間は、当年度2月の加入料納入日から次年度の加入料納入日前日 までとなります。加

入料の納入をもちまして次年度への更新が成立いたします。

次年度の加入料は毎年2月に IKO ポータルで選択して頂いた年会費納入方法で納入して頂きます。

※次年度以降は、所定の期日までに退会のお申出がない限り自動更新となり、翌年度の加入料を納入していただきます。〔詳細は6.退会届を参照〕次年度の加入料を納入後（請求中）に退会する事由が発生しても請求中・お振込済の加入料の払い戻しなど出来ません。

3. 会員登録制度（IKO ポータルへの登録）

(1) 会員登録

国際空手道連盟極真会館の支部で入門手続きをとられた方は、会員登録申込（IKO ポータルへの登録）・年会費を納入して頂く事で正式な会員として登録されます。登録後は会員としての資格・活動状況が記録されます。IKOポータルへ登録が無い場合・年会費納入が無い方は極真会館の会員として認められない為、道場生としての稽古・昇級・昇段などの各種認定手続きや選手権大会への出場は認められません。

登録完了後は、極真会館総本部・入門した支部の支部長・会員が登録された情報を共有する事になります。

(2) 会員登録完了の時期

初年度年会費の支払い方法により会員登録完了の時期が異なります。

・ クレジットカード決済で支払われる場合

お手持ちのクレジットカードで会費等の決済手続きが即時で行なわれます。決済手続きが正常に終了した時点で会員登録が全て完了となります。

会員登録完了後は、IKO ポータル上で自身の会員登録状況を確認・変更などが行えるようになります。

・ ゆうちょ銀行振替払込用紙で納入される場合（継続的支払い方法として口座振替を希望した場合）

初年度の年会費などについては、会員管理部から「ゆうちょ銀行振替払込用紙」が送付されますので、手元に届きましたら速やかに納入ください。

ゆうちょ銀行で納入後、会員管理部へ入金のお知らせが届くまで概ね1週間ほどかかり、入金登録を行った段階で会員登録が全て完了となります。

会員登録完了後は、IKO ポータル上で自身の会員登録状況を確認・変更などが行えるようになります。

納入にかかる手数料などは会員様負担とさせていただきます。

会員登録が完了するまで、会員登録は未登録の状態の為、極真会館本部・入門手続きをとった道場でも会員として承認していない事になります。

(3) 登録の自動更新

次年度以降、退会希望の届けが無い限り、毎年一回、カード決済または口座振替により次年度分をお支払い頂き、次年度分のお支払いをもって会員登録状態が継続されます。本会より退会確認の連絡などは行いません。〔詳細は6.退会届を参照〕

(4) 年会費（極真会館総本部へ納入）

初回・登録更新の年会費は本来、入門時に現金でお支払い頂くものを IKO ポータルで選択された納入方法で、それぞれの請求に対して納入頂く事になります。また、IKO ポータル登録後すぐに退会の原因が発生しても、その時点で請求対象となっていて各クレジットカード会社の請求書通りにお支払い頂く予

定の代金や、お振込後の代金については、退会承認後であっても年会費等の払い戻しはされず、次年度からの停止となります。また、この場合、年会費が納入されたという理由で退会届の解除も行いません。

【 年額 】

※ 個人会員…11,000円（うち税1,000円）

※ 家族割引適用者…16,500円（うち税1,500円）※同一世帯の家族に限る

※ 個人会員への家族の追加…5,500円（うち税500円）※同一世帯の家族に限る

・ 家族割引の適用および家族会員への追加は、家族である事の確認をさせて頂く場合があります。〔住民票写しの提出などによる確認〕

・ 家族会員への追加の場合、2人目追加からはメディカルサポート加入料のみが発生します。

例1) 普通会員に家族会員を追加する場合、5,500円が差分として発生します。

例2) 家族会員割引適用者に更に家族を追加する場合、年会費の差分は発生しません。

※ 年会費納入者は、支部の移籍・再入門が可能で、その際の手続き料も免除されます。また、全国支部でビジターとして稽古に出席が可能です。

※ 会員情報の入力に2019年9月30日までに完了されている方は、初年度の年会費についてのみ消費税率変更前の金額が適用されます。次年度以降は上記の金額を適用させていただきます。

(5) 年会費納入方法

IKOポータルには2通りのお支払い方法があります。

○クレジットカード決済によるお支払い・・・お手持ちのクレジットカードで会費等の決済手続きが即時で行なえます。即時決済は通常のお買物などと同様ですが、後日クレジットカード会社からの請求書の通りにお支払い頂きます。

○口座振替によるお支払い・・・お届け出頂いた金融機関から自動で引き落とすことが出来ます。口座振替を始めるには「預金口座振替依頼書」への記入・捺印が必要となります。詳しくは道場・支部・会員管理部までお問い合わせください。

※なお、口座振替の設定が完了するまでは、ゆうちょ銀行の振替払込用紙を送付してのご請求となります。用紙が届いた場合は、ゆうちょ銀行に用紙をご持参の上、お支払いください。

(6) 入門料・月会費（所属支部へ納入）

入門料（入会費）…入門時に所属支部へ納入。（年会費とは別。）

道場使用料（月会費）…所属支部へ毎月納入。

また、月会費として発生する時期・期間（例：何日～何日までが1ヶ月分使用料であるか等）は入門した支部が設定。

※月会費は各支部が設定している為に金額表記をしていません。

(7) 年会費納入月の設定

年会費納入月は、会員情報の入力に完了した月を設定します。

例：会員情報の入力を完了した月が4月の場合、毎年4月の納入となります。翌月以降に納入されても、翌年の納入月は変動いたしません。

(8) 欠格事項（留意事項）

○ 国際空手道連盟極真会館は支部に入門を希望する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属している事が明らかな場合、その者の入門を受け付

けない。(平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ『企業が反社会勢力による被害を防止するための指針について』に基づく。以下、『暴力団等反社会的勢力』という。) 入門後、上記事情が判明した場合は当然に除名処分となる。

- 上記事情にて除名処分を行う場合は、一度納入された(請求中の金額については引き落としとなった場合)入門にかかわる費用・月会費・年会費などの返金は一切行わない。
- その他、国際空手道連盟極真会館は、会員として品位のない言動・行動などがあり、注意・勧告などにも従わない者は極真会館の会員として相応しくない者と判断し、会員・道場生としての資格の抹消を行なう。又、それまでに納入された費用・月会費・年会費などの返金は一切行わない。

4. 登録方法の種類

○ 会員追加

新規で入門した道場生が、支部が管理しているパソコン等を道場生ご自身で操作して情報を登録していただく方法です。

○ (仮) 会員追加

入門時に支部・道場でご記入いただいた登録事項記入書に基づき、支部が[IKO ポータル]に仮登録を行った後、入門者宛にメールが配信され、入門者のパソコンなどで本登録(支部では登録できないパスワードの設定や支払い方法の選択などの操作)をしていただく方法です。

○ 家族会員追加

情報の登録方法は会員追加と同様です。

この登録方法では、ご家族の情報を一括で登録することができますが、情報の登録後に会員管理部の承認が必要となります。

○ (仮) 家族会員追加

情報の登録方法は(仮)会員追加と同様ですが、支部が[IKO ポータル]に仮登録を行った後に、会員管理部の承認が行われ、入門者宛にメールが配信されます。

○ 子会員一括追加

既存会員のご家族が新規で入門した際に、既存会員に紐付ける形で会員登録を行う方法です。

この登録方法では、家族会員追加同様、家族の情報を一括で登録することが出来ますが、情報の登録後に会員管理部の承認が必要となります。

なお、既存会員として2名以上のご家族の登録が既に存在すると確認された場合は、初年度年会費の差分は免除となります。

○ (仮) 子会員一括追加

既存会員のご家族が新規で入門した際に、既存会員に紐付ける形で会員登録を行う方法です。

登録方法の流れは、(仮)家族会員追加と同様です。

【注意事項】

・ご家族での入門・ご家族の追加でも情報管理上、同じメールアドレスは使用できません。[それぞれのメールアドレス]をご用意いただいております。

・家族会員の登録には会員と会員を[紐付け]する為の[親会員番号]を[ご家族の欄]へ入力します。[親会員番号]とは、最初に登録が完了した1人目の会員番号の事を言います。

・家族会員追加は、既存会員の登録状況によっては、すぐに承認ができない場合もあります。

5. 年会費納入期限と未決済・未納

クレジットカードで納入される場合の決済日

- 初年度は会員登録を進める中で表示される『極真会館会員様カード情報入力』の画面で情報を入力した後、カード情報の登録と同時にカード決済を実行して年会費の納入が完了いたします。
- 次年度以降は、年会費納入月として設定された月の27日を決済日とし、実際のお支払いについては登録されたクレジットカード会社のお支払日に準拠します。

自動口座振替で納入される場合の納入期限

- 初年度は、会員追加の操作が完了したことを受け、ゆうちょ銀行の振替払込用紙を送付いたします。初年度の納入が確認出来た段階で、会員として正式に登録されます。
- 次年度以降は、年会費納入月として設定された月の27日を引き落とし日と設定します
- 次年度以降の27日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日に引き落とし行われます。

年会費が未納と確認された場合

- 支払い状況などによりクレジットカードの会員資格を喪失した場合や、期限日までに振込による年会費の納入が確認されない場合など、何らかの事情で年会費が納入出来なかった場合は、年会費未納者として処理を行います。
- 年会費未納となった翌月に滞納退会処理を行います。

滞納退会になった場合

- 滞納退会になった場合、年会費未納者は極真会館の登場生としての稽古・昇級・昇段などの各種認定手続きや選手権大会への出場が認められず、その他の会員としての資格を失効します。
- 滞納退会となった会員には、該当の請求内容が印字されたゆうちょ銀行の振替払込用紙を送付します。
速やかにお支払頂き、入金の確認をもって滞納退会の解除をいたします。

6. その他

○ 翌年の年会費請求月の確認

IKO ポータル道場生サイトへログインし、[マイページ] で確認することができます。

サイト URL : <https://www.memberregistration.net/>

○ 各支部行事（合宿・審査会など）

支部で告知された各種案内については所属支部でご確認ください。

○ 各種変更届け（名前の変更・住所・支払い方法など）

本システム上で変更が可能な情報以外は、会員管理部にお問い合わせ下さい。

○ 休会届

道場を休む間、月会費の振替を中止したい場合は所属の支部へ必ず連絡してください。また、休会の期間中でも総本部への年会費は納入して頂きます。年会費未納の場合は未納分も加算となります。

○ ビジター（出稽古）として他支部で稽古される場合

- ・ 会員証及び加入証の提示が必要です。
- ・ 本システムで会員登録を行われた方は、ログイン後の画面が会員証の代わりとなります。
- ・ ビジターとして他支部での稽古出席を希望する場合は、事前に所属支部か出席希望支部へご連絡ください。
- ・ 転勤・転校などによる所属支部移籍希望者は、現在通っている支部へ必ず申し出て、移籍希望

の旨を明確にお伝え下さい。

- ・ 移籍希望者は極真会館会員証をお持ちの場合、返却せずに携行して下さい。
- ・ 移籍先がすぐに決まらない場合は、会員管理部までご連絡下さい。
- ・ 移籍先が決定した場合は、移籍希望支部で移籍手続き行なってください。

○ 支部のみ退会する場合（会員登録は残す）

事情により支部のみ辞めても会員登録のみ継続が可能です。（年会費は必要）この場合、再入門・移籍の際にかかる費用は必要ありません。（月会費・年会費・メディカルサポート加入料は必要）お問い合わせは会員管理部か所属支部へご連絡下さい。

7. 退会届

○ 入門後すぐの退会であっても初回年会費は納めて頂きます。

○ 極真会館を退会希望の場合には、本システムにログイン後「退会申請」にアクセスし、「退会申請」と明記されたボタンを選択の上、退会理由などを選択して頂く事で、所属支部に対して退会の申請を行えます。その後、支部と会員管理部より承認されましたら、退会処理が完了となります。

○ 年会費の納入期限日より約 40 日前（例：年会費振替が毎年 3/27 の場合 2/16 まで）までの退会申請で、年会費の請求を停止することが可能です。

○ 上記期日を超過し、退会申請の時点で既に請求が発生していた場合や振込済みとなっていた場合、年会費の請求停止・返金はいりません。翌年からの年会費請求停止となります。

○ 退会申請の承認後、退会の取り消しは原則的に行いません。退会後の入門には再度、**IKO**ポータルへの**登録**・入門料・年会費が必要となりますので、よくご検討の上でご連絡をお願い致します。

○ 会費・月会費の返金はいりません。

上記の休会・移籍・退会について、会員本人または会費決済者が諸手続きを行わなかった場合、納入された年会費・月会費の返金は一切行いません。翌年・翌月からの請求中止となります。

退会申請の承認により会員登録・メディカルサポートの退会処理となりますが、申請の時点で既に年会費・メディカルサポート料が請求・振込・引落済の場合は、翌年の請求分からの請求停止となります。

○ 家族会員のうち〔登録上の親会員〕の退会

登録上の親会員は〔支払いの代表〕として登録されます。親会員が退会申請を行う際には、登録中の子会員に〔請求情報〕が引き継がれます。

○ IKO ポータルで行われたカード決済に関する、カード会社ご利用明細の記載内容について

IKO ポータルにクレジットカード情報をご登録頂いた方に対してご請求が発生し、正常に決済が行われた場合、ご利用明細のご利用店舗名（または準ずる項目）には「IKO ポータル」と表記されます。

【問い合わせ先】

- 会員登録（年会費）及び IKO ポータル（操作方法など）に関するお問い合わせ

極真会館会員管理部

TEL. 03-6452-5666（土日・祝祭日を除く、月～金午前 10 時から午後 5 時 30 分まで）

- 極真メディカルサポート

極真会館 医事委員会事務局

TEL. 045-439-5020（水・土・日・祝祭日を除く）

- 月会費・休会・移籍・審査会などに関するお問い合わせ

所属支部（稽古している道場）へご確認ください。

※ お問い合わせ内容が担当窓口でない場合、各窓口におかけ直しいただく場合もありますので予めご了承ください。

個人情報の取り扱いに関する重要事項

会員の取扱いについて下記の事項をご確認、ご同意の上、お申込みください。

1. （個人情報の収集・保有・利用）

国際空手道連盟極真会館（以下「弊会」といいます。）は、[会員登録に関する重要事項]に基づき、弊会による会員の管理と弊会の組織活動の案内等の為、以下の情報を保護処置を講じた上で収集・利用致します。

- ① 氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・パスワードなど、所定の用紙に記入または本システムに入力いただいた事項および、その後申告いただいた事項
- ② 本契約に関する申込日、契約日など契約内容に関する事項
- ③ 本契約に基づく会員の年会費・月会費・メディカルサポート加入料の納入状況

2. （個人情報の利用）

弊会の組織運営のため、または、組織活動のご案内等をするために、上記①②③の個人情報を利用させていただきます。

3. （個人情報の提供・利用）

会員の個人情報の一部は下記の目的で下記の提携会社において利用させていただきます

(1) 年会費・月会費・メディカルサポート加入料の決済の目的

〔提携会社〕 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

〔本社住所〕 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス（総合受付 1 5 階）

〔電話番号〕 03-3464-2740(代表) (平日 9:00~18:00)

4. （個人情報の開示・訂正・削除）

会員は弊会および上記 3. に記載した提携会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、弊会は、速やかに訂正または削除に応じます。

5. （利用・提供中止の申出）

上記 2. および 3. の範囲内で弊会が会員の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の弊会での利用・他社への提供を中止する処置をとります。

6. （お問い合わせ窓口）

宣伝印刷物の送付や各種案内の中止の申出や、個人情報の開示・訂正・削除等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は、下記におたずねください。

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-38-1 清水ビル 4F

国際空手道連盟極真会館

会員管理部

電話 03-6452-5666

※ 会費などの支払い方法・システムの仕様・その他運用に関する事項など変更の際、その予告なく行われる事が〔通知が届かない場合など含む〕ありますが、予めご了承くださいますようお願いいたします。